

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年六月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

路線名	一般国道四百七号
供用開始の区間	日高市大字森戸新田字松林一三五番地一 地一先から 同市大字森戸新田字松林一三一番地 二まで
供用開始の期日	令和四年六月十四日
備考	令和四年六月十四日付 け埼玉県飯能県土整備事 務所長告示第四号で告示 した道路予定区域の供用 開始である。 延長七四・八〇メー トル